

高年齢者雇用に係る就業規則の改正はお済ですか？

高年齢者雇用安定法の改正(平成25年4月)により、高年齢者が雇用を希望する場合は、希望者全員の65歳までの雇用が事業主に義務づけられています。

このため、定年制や定年後の雇用確保措置について、65歳までの雇用を就業規則に規定することが必要です。

高年齢者の65歳までの雇用を確保するためには、次の3つの確保措置があります。

- 1 定年制の廃止
- 2 65歳以上の定年制
- 3 再雇用や勤務延長等による希望者全員65歳までの雇用確保措置

高年齢者雇用確保措置に係るご相談は、
最寄りのハローワークまでお願いします。